

議案第 8 4 号

ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例

ひたちなか市国民健康保険条例（平成6年条例第73号）の一部を次のように改正する。

第21条中「第9項」を「第5項」に、「，若しくは」を「，又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

ひたちなか市国民健康保険条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>第9章 罰則</p> <p>第21条 ひたちなか市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第22条～第24条 略</p>	<p>第9章 罰則</p> <p>第21条 ひたちなか市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第22条～第24条 略</p>	